

平成18年12月11日
経済産業省
東北経済産業局

特定商取引法違反の内職商法業者に対する 取引停止命令（3か月）について

経済産業省は、業務提供誘引販売（いわゆる内職商法）業者である株式会社テクノサイエンス（宮城県仙台市青葉区）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、虚偽広告等）を認定し、同法第57条第1項の規定に基づき、平成18年12月12日から平成19年3月11日までの3か月間、業務提供誘引販売取引の一部を停止するよう命じました。

- 1．株式会社テクノサイエンスは、テクノサイエンスまたはデータジョブの名称を名乗り、在宅ワークで収入を得るのに必要と告げ「データバンクシステム」と称する教材を販売する業務提供誘引販売取引を行っているところ、在宅ワークを希望する消費者に対して電話をかけ、あたかも必ず収入が得られるかのように、「毎日できなくとも月5万円から7万円の収入を取れます。」「1日2時間仕事をすれば、月2万円は稼げます。」「当社のワーカーの中には月に20万円から30万円の報酬を取っている人もいます。」などと事実と異なることを告げ勧誘していました。
- 2．また、仕事量に限りがあるにもかかわらず、「仕事は、いつでも好きなときに好きなだけできます。」「仕事はいくらでもあります、切れることはありません。」などと事実と異なることを告げ勧誘していました。
- 3．さらに、虚偽の報酬実績を同社のホームページに表示していました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

株式会社テクノサイエンスに対する行政処分の概要

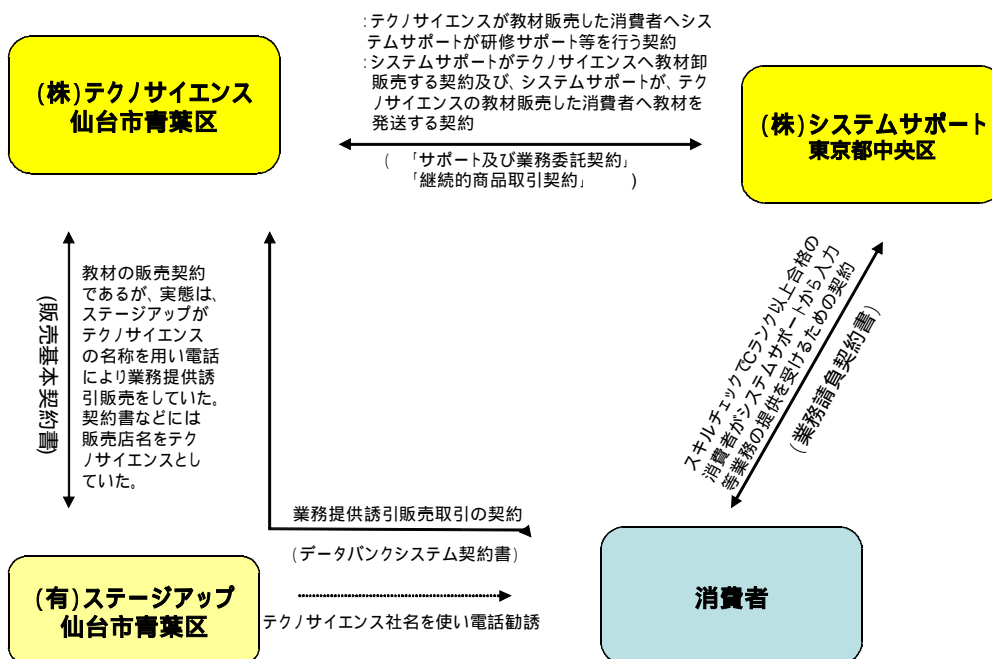
1. 事業者の概要

事業者名	(株)テクノサイエンス
代表者	阿部光裕
登記簿上の本店所在地	仙台市青葉区国分町二丁目2番5号
資本金	1,000万円
設立	平成15年8月8日
取引形態	業務提供誘引販売取引(いわゆる内職商法)
商品	「データバンクシステム」と称する教材 (販売価格498,750円)
売上高	1億9,700万円(平成16年8月~平成17年7月) 1億7,900万円(平成17年8月~平成18年5月)

2. 関連事業者との関係

(1) 株式会社テクノサイエンス(以下「テクノサイエンス」という。)は、代表取締役阿部光裕が平成17年6月に設立した有限会社ステージアップ(以下「ステージアップ」という。)に、テクノサイエンスに在籍していた営業社員を全て退職させステージアップの社員として採用した上で、テクノサイエンスの名称を名乗らせて消費者を勧誘し、テクノサイエンスの名義で消費者と契約を行う等の販売業務を行わせていた。

図 - 1. テクノサイエンス取引関係図(契約状況)



(2) 株式会社システムサポート(以下「システムサポート」という。)は、テクノサイエンスと業務委託契約等を締結し、「データバンクシステム」と称する教材(以下「本件教材」という。)のテクノサイエンスへの販売とテクノサイエンスが本件教材を販売した消費者への教材の発送、消費者への研修業務、及び、スキルチェックに合格した消費者を能力に応じてAからCの業務レベルにランク付けし入力等業務の提供を行っていた。

3. 取引の概要

テクノサイエンスは、パソコン等の入力等業務を行う在宅ワークを勧誘する同社のホームページから資料請求した消費者に対して、在宅ワークに必要であるとして、本件教材の購入について、同社の営業部門的な役割を持ち同社と一体的な関係にあるステージアップに勧誘させ、テクノサイエンスの名義で本件教材を販売させていた。

その際、消費者に対して、業務提供利益について「当社のワーカーの中には月に20万円から30万円の報酬を取っている人もいます。」「仕事はいくらでもありません、切れることもありません。」などと、不実のことを告げていた。

4. 取引停止命令の内容等

(1) 取引停止命令の内容

特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引のうち、次の行為を停止すること

業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をすること。

業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

(2) 取引停止命令の期間

平成18年12月12日から平成19年3月11日まで(3か月間)

5. 取引停止命令の原因となる事実

テクノサイエンスは以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 不実告知(特定商取引法第52条第1項)

・業務提供利益に関すること(第4号)

同社は、資料請求を行った消費者に対して本件教材を勧誘する際に、入力等業務について「毎日できなくとも月5万円から7万円の収入を取れます。」「最低ランクのCランクでも1日2時間仕事をすれば、月2万円は稼げます。」「当社のワーカーの中には月に20万円から30万円の報酬を取っている人もいます。」「などと告げていた。しかしながら、実際には、上記のような報酬額を得ていた者はいなかった。

また、提供される仕事の量について「仕事は、いつでも好きなときに好きなだけできます。」「仕事はいくらでもありません、切れることもありません。」などと告げていた。しかしながら、実際には、提供する入力等業務の量には限りがあり、好きなだけできるほどの仕事を提供されていなかった。

・判断に影響を及ぼす重要なもの（第5号）

同社は資料請求を行った消費者に対して本件教材を勧誘する際に、入力等業務の仕事が得られるまでの期間について「練習、テストは1か月あればできます。」「初心者でもできます。」「トレーニングもテストも簡単なものです。」「誰でもできます。」などと事実と異なることを告げていた。

（2）虚偽広告（特定商取引法第54条、特定商取引法施行規則第42条第2号）

同社は、システムサポートからの平成16年10月分の報酬実績が存在しないにもかかわらず、「報酬例：1か月の当社実績」「上記表は平成16年10月現在の実績です。」として、存在しない報酬実績を同社のホームページ上に表示していた。

（3）交付書面の虚偽記載（特定商取引法第55条第1項、特定商取引法施行規則第43条第1項第4号、特定商取引法第55条第2項第2号）

同社は、システムサポートからの平成16年10月分の報酬実績が存在しないにもかかわらず、「報酬例：1ヶ月の当社実績」「上記表は平成16年10月現在の実績です。」として、存在しない報酬実績を概要書面及び契約書面に記載し交付していた。

6. 勧誘事例

【事例1】

消費者Aは平成17年7月、テクノサイエンスのホームページに「1日2、3時間、ワードやエクセルを使った入力の仕事をする」と初心者でも高収入を得ることができる」とあるのを見て資料請求画面から住所、名前、電話番号を入力して資料を請求した。

数日後、同社から本件教材に係る概要書面、契約書面、金銭借用申込書等がA宅に届いた頃に営業員のxから電話があり、xは「1日に2、3時間仕事をするが、毎日できなくとも月5万円から7万円の収入を取れます。それだけの仕事を紹介しています。」とホームページにあったような収入が得られる仕事であると説明を始めた。

また「仕事をもらう前に受けなければならない練習とテストがある。」「練習、テストは1か月あればできます。」「初心者でもできます。」と誰にでもできるように告げた。

さらに、xは「この仕事をするにはお金が掛かります。働いた分で必ず返せます。」「1か月1万5千円を支払うローンを組んでも、月5万円の収入があると3万5千円は残ります。」「金融会社も紹介します。」と仕事で得た収入の中から支払が十分できるから心配ないし、金融会社も世話すると話した。借りる金額が50万円と聞いたAには大金だったので何にかかるお金か聞いたところ、xから「仕事をするための開業資金と思って下さい。」と言われ、Aはそのようなものかと疑問も持たなかった。しかしAが1人では判断できないので夫に相談するとxに話すと「ご主人に相談したら反対されるので話さない方がいいですよ。」とxに反対され、xにすぐ契約書を書くように言われたのでAは契約書面と金銭借用申込書に記入し契約した。

なお、Aに交付された概要書面及び契約書面には、存在しない平成16年10月分の報酬実績が記載されていた。

【事例 2】

消費者Bは平成17年6月、自宅のパソコンからインターネットで「在宅ワーク」をキーワードに検索し、ヒットした中から適当に数社を選び資料を請求した。資料請求して2日くらい過ぎた日の夕方、B宅にテクノサイエンスのyと名乗る営業員から電話があった。yは「仕事は、いつでも好きなときに好きなだけできます。」と話し、報酬について「ランクに応じて単価が異なりますが、最低ランクのCランクでも1日2時間仕事をすれば、月2万円は稼げます。」とか「頑張ればどんどん稼げます。」などと話した。また、「初期費用が498,750円掛かります。この額は、どの会社と契約する場合でも同じくらいの費用が掛かります。」、「収入の中から月々返済していただけますから長く続ければ絶対得です。」と話した。さらに、yは「仕事をする前に簡単なトレーニングを100時間、受けてもらうことになります。」と話した。

yは、「皆さんも同じように頑張っていますよ。」、「Bさんもやってみませんか？」などと繰り返し話したので、Bはやってみようという気持ちになり、「やってみます。」と答えた。

なお、Bに交付された概要書面及び契約書面には、存在しない平成16年10月分の報酬実績が記載されていた。

【事例 3】

消費者Cは平成18年2月、「データバンクシステム」と掲載されているホームページから資料を請求した。後日、テクノサイエンスのzと名乗る男性からCの携帯電話に電話があり、zは「紹介しているシステムはデータバンクシステムというもので498,750円かかりますが、それは必要なものです。」とそのメリットについて話し始めた。「1日2、3時間仕事をすると、ひと月にだいたい4、5万円の報酬になります。」、「初心者でも月に1万5千円以上は稼げます。」、「当社のワーカーの中には月に20万円から30万円の報酬を取ってる人もいます。」、「仕事は、専用のサーバーがあっていつでもすることが可能です。」、「仕事をする前にトレーニングを受けてもらいますがA、B、Cランクがあります最初はCランクから初めてもらいます。」、「仕事は、トレーニングが終わったらすぐに出来ます。」、「仕事をするお金は、一括でも分割でも支払い可能です。分割の場合は報酬を得ていただいた中から1万5千円を支払うこととなりますので、そんなに負担にはなりません。」、「途中で辞める人はいません。」、「やればやっただけ、収入になりますので頑張ってください。」などと告げた。

Cがパソコン検定やワープロ検定の資格を持っていると言うと、zは「Cさんだったらすぐに始められて、Cランクから始めても月4、5万円の収入よりもっと稼げますよ。」などと言い、Cは申し込むことにした。

なお、Cに交付された概要書面及び契約書面には、存在しない平成16年10月分の報酬実績が記載されていた。